

調布市
令和8年度

調布市省エネルギー設備等導入補助事業

補助金で省エネ機器導入がおトクです!!

LED照明(工事費含む※)

リユース家電

(中古のエアコン・冷蔵庫)

⇒対象経費の**8割**

(**最大10万円**)補助

※LED導入に必要な
工事費用や家電の
設置費用も対象



電球・直管型・
環形など



全ての一般照明用蛍光灯の製造と輸出入が
2027年12月末に廃止されます。ぜひ、調布市の
補助金を活用し、LED 照明へ交換を。



窓やドア等の断熱化改修工事※1

高効率給湯器※2

⇒それぞれ**5万円**補助

※1 断熱化改修は、国または都の補助金を利用し、交付決定通知が届いた方が対象

※2 高効率給湯器は、東京ゼロエミポイントまたは燃料電池普及促進会のホームページに記載されているエコキュート、ハイブリッド給湯器、エネファーム、エコジョーズ、エコフィール

申請受付期間

令和8年4月20日(月)～11月30日(月)17:00※

※郵送申請は**消印有効**/オンライン申請は**17:00送信完了**まで有効

ただし**予算がなくなり次第終了**



これまでに同補助金を受けた方は申請できません
(LED 照明・リユース家電(中古のエアコン・冷蔵庫)については、
10万円から過去に交付された補助額を差し引いた額が上限です)
※申請は年度内1世帯1回まで



詳細・オンライン申請は HP から
スマートフォンからも申請可能!!

補助事業ホームページ➡



郵送申請の送付先

(料金不足の場合受付できません)

〒182-0022

調布市国領町4丁目51-7

ピエールシークル 2F

調布市省エネ設備導入補助金事務局
(調布市市民サービス公社内)



ご相談・お問合せは「調布市省エネ・再エネ相談窓口」へ

お問合せ **042-444-1120**

(平日 10:00-16:00※12:30-13:30を除く)

お問い合わせフォーム➡





LED 照明/リユース家電(エアコン/冷蔵庫)

対象要件

- 令和8年4月20日(月)以降に、既存の住宅で以下の対象製品を購入したこと
- 交付申請時点で調布市内に住民登録がある個人であること
- 同一年度内の申請は1世帯当たり1回までです。

対象品目	対象要件(すべてに該当すること)
LED照明	1. 非LED照明からLED照明への交換であること 2. 既存の照明より省エネ効果が高い(消費電力が小さい)こと 3. 天井・壁に固定されていること(電気スタンド等、可搬のものは対象外)
リユース エアコン	1. 古物商許可を有する取扱店舗で「中古品」として販売されていること (新品、新古品、展示品、未使用品等は対象外) 2. 「省エネ型製品情報サイト」(※1)に掲載されており、目標年度2027年 度の統一省エネラベルの多段階評価が★2以上であること 3. 壁掛け式であること ※1 右記二次元コードからアクセス可(https://seihinjyoho.go.jp/) 
リユース 冷蔵庫	1. 古物商許可を有する取扱店舗で「中古品」として販売されていること (新品、新古品、展示品、未使用品等は対象外) 2. 「省エネ型製品情報サイト」(※1)に掲載されており、目標年度2021年 度の省エネ基準達成率が100%以上であること

補助額と対象経費

- 機器の購入や設置にかかった対象経費の8割(最大10万円)
- 補助額は100円未満の端数がある場合、切り上げ
- 他の補助制度との併用不可(購入時に東京ゼロエミポイント等の値引きを受け
ないようご注意ください)
- 過去に調布市省エネ設備等導入補助金の交付を受けた方は、10万円から過去
に交付された補助額を差し引いた額が上限となります。

対象経費(すべて税抜)	対象外経費
機器購入費 / 工事費 / 撤去費 / 送料 ※保有ポイントを適用した場合は、適用前の 金額が対象	延長保証費 / 処分費 / 振込手数料 / 諸 経費など具体的な使途が分からない経費 ※クーポン等の値引きを適用した場合は、適 用後の金額が対象

申請の流れ

- 申請は郵送またはオンラインで受付いたします。
- 各手順の詳細は、以下のページをご覧ください。

【郵送申請の提出先】
〒182-0022
調布市国領町4丁目51-7 ピエールシークル2F
調布市省エネ設備導入補助金事務局
(調布市市民サービス公社内)

1. メールアドレスの登録(オンライン申請のみ**必須**)

4ページ



24時間以内に自動返信メールで、設備確認・交付申請ページのリンクを記載したご案内が届く

2. 設備確認(任意)

4ページ

設備が補助対象か
確認したい場合のみ入力



1～2 週間程度で確認結果が届く

3. 写真撮影/機器の購入・設置(**必須**)

5ページ



交付申請は同一年度内に一度のため、すべての機器を設置してから

4. 交付申請(**必須**)

7ページ



不備がない場合は、2～3か月で交付決定通知が届く
不備や確認事項がある場合は、事務局より連絡

5. 不備の修正/交付決定通知の送付

- ・メールアドレスの登録がある場合は原則メール連絡となります。指定した期限までに回答がない場合は、補助できないことがあります。
- ・代理申請の場合、不備のご連絡は代理人、交付決定通知は申請者本人にお送りします。
不備がない場合、代理人への通知はありません。
- ・交付申請から3か月を過ぎても連絡がない場合は、相談窓口にお問い合わせください。



交付決定後、1 か月程度でご入金

6. 補助金のご入金(ご入金時にお知らせはお送りしていません)

1.メールアドレスの登録

（オンライン申請のみ**必須**）

- オンライン申請の場合、申請者登録フォームより「お名前」「メールアドレス」を入力して登録を行うと、設備確認や交付申請ページのリンクを記載した「ご案内メール」が届きます。
- 「ご案内メール」が届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。



申請者登録フォーム
（LED/リユース家電）

2.設備確認

（任意）

- 購入予定の製品が要件を満たしているか、事前に確認することができます。
- 設備確認を行わずに購入や申請を行うこともできますが、対象要件を満たしていなかった場合、交付は受けられません。
- 設備確認の受付は**令和8年11月9日(月)17時まで**です（郵送の場合、消印有効）。ただし、予算が上限に達すると見込まれた時は、期限前に予告なく受付を終了する可能性があります。

【必要書類チェック】

☐	新旧設備比較表（郵送のみ） ※巻末の書式を使用 ※オンライン申請の場合はフォームに入力	☐ 氏名、連絡先、住所 が記入されていること ☐ 設置場所や型番が異なる場合は、それぞれ設備No.を分けて記入していること ☐ LED照明の場合、導入前の型番や、導入前後の消費電力、平均使用時間が記入されていること
☐	導入前の写真（LEDのみ） ※5～6ページの例を参照	☐ 5～6ページ記載の【 写真の要件 】をすべて満たしていること ☐ （郵送のみ）新旧設備比較表の「現状写真番号」と導入前の写真に共通の番号が記入されていること

【確認結果のお知らせ】

- 対象要件を満たしていると確認できた場合は、交付申請に進むためのご案内が届きます（郵送またはメール）。
- 追加で必要な書類や確認事項がある場合は、事務局より連絡があります。
- 代理申請の場合は、代理人に連絡いたします。
- 設備確認は、**予算の確保や補助金の交付をお約束するものではありません。**

3.写真撮影/機器の購入・設置

- LED照明は導入前/後、リユース家電は導入後の写真が必要です。
- 写真は、以下の【写真の要件】を満たすように撮影してください。
- 交付申請時には**型番等が明記された領収書**の提出が必要となります。購入前にご確認いただき、**要件を満たす領収書が発行できる方法でご購入いただくことをお勧めいたします。**(領収書の詳しい要件は8ページをご参照ください)
- インターネット通販や100円ショップ等**で製品を購入すると、領収書が発行できなかったり、発行された領収書に型番が記載されていなかったりする場合があります。その場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

【写真の要件】(LED照明)(導入前/後の写真が必要)

導入前/後ともに、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ☐天井や壁に取り付けられた状態で撮影している。(※1)
 - ☐ **カバーを外した状態**(光源が見える状態)で撮影している。(※2)
 - ☐消灯した状態で撮影している。
 - ☐器具の周囲の状況が分かるように撮影している。
 - ☐導入前/後ともに同じ方向・角度から撮影している。
 - ☐器具との距離や明るさ、解像度やピント調節が適切で、器具がはっきり確認できる。
 - ☐1つの器具に対して1枚ずつ写真を撮影している。
(1枚の写真に複数の器具が写っている場合は、対象の器具に印などを付けて下さい。
同じ型番の製品であっても、器具ごとの写真が必要です)
 - ☐ (ランプのみ交換の場合)導入前/後ともに、**設置された状態の写真+ランプ単体の写真**の2種類をセットで提出してください。
- ※1 器具が固定されていると確認できない場合、補助対象外となる可能性があります。
- ※2 カバーを外すことが難しい場合は、カバーを付けた状態で撮影した写真に加え、型番が記載された銘板部分の写真もご提出ください。

●シーリングライトの例(天井に固定する照明器具)

導入前



導入後



●ダウンライトの例（電球のみを交換した場合）

導入前



導入後



❗ ランプ（電球、電灯）のみ交換の場合は、導入前/後ともに、**設置された状態の写真＋ランプ単体の写真**の2種類をセットで提出してください。

- オンライン申請の場合、各設備導入前/後1ファイルずつの添付となるため、複数の写真を提出する場合、Wordなどのソフトで単一のPDFファイルにまとめてください。
- これ以外の形状の器具であっても、例を参考に要件を満たす写真を撮影してください。

【写真の要件】（リユース家電）（導入後の写真が必要）

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ☐ 機器の全体が写っている。
- ☐ 機器の周囲の状況が分かるように撮影している。
- ☐ 明るさや解像度、ピント調節が適切で、機器がはっきり確認できる。
- ☐ 1つの機器に対して1枚ずつ写真を撮影している。（1枚の写真に複数の機器が写っている場合は、対象の機器に印などをつけて下さい。**同じ型番の製品であっても、機器ごとの写真が必要**です）

●エアコンの例 導入後



●冷蔵庫の例 導入後



4. 交付申請

●同一年度内の交付申請は、**1世帯当たり1回まで**です。複数の設備を申請する場合は、すべて購入・設置した後にまとめて申請してください。

【必要書類チェック】

☐	交付申請書(郵送のみ) ※巻末の書式を使用 ※オンライン申請の場合はフォームに入力	☐ 必要事項がすべて記入されていること ☐ 同意事項のチェック漏れがないこと ☐ 交付申請額は、補助対象経費(税抜)の8割で計算していること(100円未満の端数は切り上げ/2ページ「補助額と対象経費」も参照)
☐	新旧設備比較表(郵送のみ) ※巻末の書式を使用 ※オンライン申請の場合はフォームに入力	☐ 設置場所や型番が異なる場合は、それぞれ設備No.を分けて記入していること ☐ LED照明の場合、導入前の型番や、導入前後の消費電力、平均使用時間が記入されていること
☐	導入前の写真(LEDのみ)/ 導入後の写真 ※5～6ページの例を参照	☐ 5～6ページ記載の【写真の要件】をすべて満たしていること ☐ （郵送のみ）新旧設備比較表の「現状写真番号」と写真に共通の番号が記入されていること
☐	領収書(コピー) ※8ページの例を参照	☐ 8ページ記載の【領収書の要件】をすべて満たしていること
☐	本人確認書類(コピー)	☐ 申請者の 住所、氏名 が確認できること （申請の住所と一致しなかったり、市外の住所が記載されていたりする場合は受付できません） （住民票 / 運転免許証 / 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) / マイナンバーカード(表面のみ) / 資格確認書 など）
☐	口座情報が確認できる書類 (コピー) ※9ページの例を参照	☐ 以下のすべてが明記されていること ○金融機関名 ○支店名 ○預金種目(普通預金のみ可) ○口座番号 ○ カナ表記の名義 (申請者名と一致すること)
☐	代理人の名刺など(事業者による代理申請の場合のみ) (コピー)	☐ 代理人の氏名、会社名が確認できること

ご提出いただいた書類は返送できません。必要な書類は必ずコピーをお願いします。

【領収書の要件】(LED照明/リユース家電)

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ☐ 「領収書」の文言があること(①)
- ☐ 購入日が**令和8年4月20日以降**であること(②)
- ☐ 購入者として、**申請者のフルネーム**が記載されていること(③)(※1)
- ☐ 金額、消費税の扱いが明記されていること(④)
- ☐ 申請した設備の**型番**、個数が記載されていること(⑤)(※2)
- ☐ 工事費などの補助対象経費を含む場合は、内容が明記されていること(⑥)
- ☐ リユース家電の場合は、「中古品」であることが明記されていること(⑦)

※1 氏名に限り、申請者の自筆でも問題ありません。記載されていない場合は、余白等に記入したうえでご提出ください。

※2 領収書に型番、個数が記載されていない場合は、納品書や領収明細書等を補足としてご提出ください。

●例

① 領収書 ② 2026年4月20日

③ 省江根 太郎 様

¥ ④ 110,000円 - (税込)

但し、⑤ 中古冷蔵庫(A01BC-DEF23G)1台 ⑤

⑦ および送料(¥2,200-)として ⑥

上記 正に領収いたしました。

内訳
税抜金額 ¥100,000-
消費税 ¥ 10,000-

株式会社〇〇〇〇
東京都〇〇市〇〇1-2-3
012-345-6789

印

❗「諸経費」など具体的な使途が分からない経費は補助対象外です。また、クーポン等の値引きを適用した場合は、値引き後の金額が対象です。
(2ページの「補助額と対象経費」もご参照ください)

SHOP STORE
〇〇駅前店
012-345-6789

② 2026年4月20日 12:00

① 領収書

⑤⑥

ABC01-DE2-FG3	¥8,000
配送料	¥1,000
諸経費 ❶	¥1,500
下取りキャンペーン	¥-500
アプリクーポン	¥-500
小計	¥9,500
合計	④ ¥9,500
税等	¥864
現金	¥9,500

❶ 氏名の記載がない場合は、自筆でも可

③ 省江根 五郎

領収書が発行されない場合

支払方法などにより領収書が発行されない場合は、支払いを示す他の書類でも対応できる場合があります。ただし、【領収書の要件】と同等の内容を確認するため、追加の書類の提出が必要になる可能性があります。

「対象機器に関する代金受領証」を販売店が作成することで代替することも可能です。

事務局の指定した書類が提出できない場合や、提出された書類が要件を満たしていない場合は、補助対象外となります。

購入前にご確認いただき、**要件を満たす領収書が発行できる方法でご購入いただくことをお勧めいたします。**

【口座情報が確認できる書類について】

- 通帳のコピーなどをご提出ください。通帳を発行していない場合は、以下の内容が明記されている他の書類や画面のスクリーンショットで代替できます。
- ゆうちょ銀行をご利用の場合は、「店名/店番」や「口座番号」が必要です。

以下の内容が明記されている必要があります。

- ☐ 金融機関名(①) ☐ 支店名(②) ☐ 預金種目(普通預金のみ可)(③)
☐ 口座番号(④) ☐ カナ表記の名義(申請者名と一致すること)(⑤)

●例(ゆうちょ銀行の場合)

① 株式会社 ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 9900)

② 【店名】〇〇〇 (読み 〇〇〇〇〇〇)
 【店番】000 【預金種目】普通預金 【口座番号】0000000

③ ④

① 通帳上部に記載されている、「記号」「番号」では受付できません。

【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】が印字された下部も見えるよう開いた状態でご提出ください。
 (印字されていない場合は、郵便局にお問合せ下さい)

●例(ネット銀行の場合)

① iBインターネット銀行

登録情報

お客様 No.	012345678
氏名	省江根 五郎 様
氏名(カナ)	ショウエネ ゴロウ 様 ⑤
金融機関コード	0000
支店コード	003(ウルトラ支店) ②
口座番号	(普通)1234567 ③④

✗ キャッシュカードは受付できません。



Q&A

共通

世帯主ではなくても申請できますか。	申請できます。ただし、すべての提出書類に同一の申請者名が記載されている必要があります。
個人事業主や中小企業は申請できますか。	申請できません。今年度は交付申請時点で調布市内に住民登録がある個人を対象としているため、個人事業主や中小企業は対象外です。 (事業者対象の最新の補助事業については、調布市商工会等にお問合せください。)
交付申請書類を郵送先に持参して提出することはできますか。	提出先となっている事務局のポストに書類を投函していただくことは可能です。 ただし事務局にご持参いただいても、その場で審査することはできません。 書類の書き方等については、本冊子表紙に記載の相談窓口にお電話かメールでご相談ください。
以前、この補助金を利用しました。今年度の申請に制限はありますか。	(LED照明/リユース家電を申請する場合) 過去に本補助金を利用してLED照明、リユース家電、断熱フィルムを導入した場合、今年度の申請では10万円から過去に交付された補助額を差し引いた額が上限となります。 (断熱化改修/高効率給湯器を申請する場合) 過去に本補助金を利用して断熱化改修工事を行った場合、今年度は断熱化改修工事の申請をすることができません。 過去に本補助金を利用して高効率給湯器の設置を行った場合、今年度は高効率給湯器の申請をすることができません。 上記以外のケースでは、今年度の申請に制限はありません。
申請後/不備修正後に連絡がありません。	メールアドレスの登録がある場合は、原則メールで連絡いたします。迷惑メールボックスや受信拒否の設定をご確認ください。(送信元のドメインは、@zcc-chofu.jp) 代理人が交付申請を行い、不備がない場合は、交付決定通知を申請者本人に送付し、代理人への通知はありません。
不備修正の期限までに、書類の提出ができません。	指定した期限までに回答がない場合は、申請を辞退したとみなし、補助できないことがあります。 期限までに不備修正を行うことが難しい場合、期限内に事務局にご連絡ください。

LED 照明/リユース家電

照明器具・ランプの「型式番号」「消費電力」が分かりません。	商品のWEBサイト・パッケージ・カタログの商品説明情報をご確認ください。古い照明でそれらが無い場合には、照明器具のラベル(銘板)やランプ自体に印字されていることがあります。シーリングライト等、器具とランプが一体型のものは器具本体に書かれた消費電力を書いてください。
市外の店舗で買っても対象になりますか。	対象になります。市内・市外の実店舗またはオンラインショップでの購入も対象です。 ただし、オンラインフリーマーケットやオークションを利用した購入は対象外です。 またリユース家電は必ず、「古物商許可」を有する事業者からご購入ください。
高齢等の理由で、自分で写真を撮影したり、電球を交換したりすることができません。手伝ってくれるサービスはありますか。	シルバー人材センター・ゆうあい福祉公社のサービスがあります。(有料) 対応できる内容や料金は、それぞれの窓口にお問合せください。 ■調布市シルバー人材センター お問合せ:042-487-9375 ■ゆうあい福祉公社「ちょこっとさん」 お問合わせ:042-481-7711

- その他のQ & Aは補助事業のホームページでご確認ください。

補助事業ホームページ
(<https://zcc-chofu.jp/hoiyo/>)



- Q & Aに記載のない内容は、相談窓口にお問い合わせください。

調布市省エネ・再エネ相談窓口

042-444-1120

(平日 10:00~16:00 ※12:30~13:30を除く)

お問合せフォーム
(<https://zcc-chofu.jp/toiawase/>)

